

加古川市浄化槽設置整備事業補助金等交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浄化槽の設置整備に係る事業に対し補助金及び助成金(以下「補助金等」という。)を交付することにより、生活排水による公共用水域の汚濁を防止し、早期に生活環境及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する浄化槽で、し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年3月30日厚生省令第17号)第1条の2に基づく基準に適合し、かつ、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針(平成4年10月30日衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知)に適合する設備又は施設をいう。
- (2) 高度処理型浄化槽 第1号に該当する浄化槽のうち、放流水の生物化学的酸素要求量 $10\text{mg}/\ell$ (日間平均値)以下の機能を有し、放流水の総窒素濃度を $10\text{mg}/\ell$ (日間平均値)以下かつ、放流水の総リン濃度が $1\text{mg}/\ell$ (日間平均値)以下にすることができる機能を有するものをいう。
- (3) 単独処理浄化槽 法第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条の規定により浄化槽とみなされる設備又は施設をいう。
- (4) くみ取り便所 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第29条に規定する構造を有する設備又は施設をいう。
- (5) 集合処理区域 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条の9第1項に基づく加古川市生活排水処理計画において、公共下水道又は農業集落排水処理施設で排水処理することとされている地域をいう。
- (6) 改造工事 単独処理浄化槽及びくみ取り便所を浄化槽に改造する工事で、浄化槽の設置及び放流先への接続にかかわる工事以外の工事をいう。

(対象区域)

第3条 この要綱による補助金等の交付の対象となる区域(以下「対象区域」という。)は、加古川市の区域のうち、次に定める区域を除く区域とする。

(1) 集合処理区域

(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定による都市計画において定められた同法第8条第1項第1号の区域のうち、工業専用地域

(補助金等の交付対象者)

第4条 市長は対象区域内において、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(以下、「建物」という。)に10人槽以下の浄化槽を設置しよ

うとする者に対して補助金を、浄化槽を設置するために改造工事を行おうとする者に対して助成金を、予算の範囲内で交付する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金等を交付しない。
 - (1) 法第5条第1項に基づく浄化槽設置の届出の審査又は建築基準法第6条第1項に基づく建築物の建築等に関する確認を経ずに浄化槽を設置する者
 - (2) 建物を借りている者で土地及び建物の所有者の承諾を得られない者
 - (3) 販売又は賃貸の目的で浄化槽付建物を建築しようとする者
 - (4) 設置後10年を経過しない浄化槽を廃止し、新たに浄化槽を設置しようとする者
 - (5) 市税及びし尿処理手数料の滞納がある者
 - (6) 当該年度の3月15日までに、浄化槽を設置し実績報告を提出することができない者。ただし、市長が認める措置を行った場合を除く。
 - (7) 集合処理区域外で公共下水道の供用及び下水の処理の開始を受ける者
 - (8) 暴力団等（暴力団（加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者並びに暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）をいう。以下同じ。）である者
 - (9) その他市長が不相当と認める者
（補助金等の額）

第5条 前条第1項に規定する補助金は、浄化槽の設置に要した経費を対象とし、次の表の左欄に掲げる浄化槽の人槽区分及び同表の右欄に掲げる浄化槽の種類に応じ、同表の補助限度額を限度とする。

人槽区分	浄化槽の種類	
	浄化槽補助限度額	高度処理型浄化槽補助限度額
5人槽	770,000円	1,000,000円
6～7人槽	940,000円	1,290,000円
8～10人槽	1,250,000円	1,670,000円

- 2 単独処理浄化槽を設置している者が、当該単独処理浄化槽を浄化槽に転換するときは、単独処理浄化槽の撤去処分等に要する費用に相当する額又は60,000円のいずれか低い額を前項で算出された補助金の額に加算する。
- 3 前条第1項に規定する助成金は、次の各号に掲げる場合に応じてそれぞれ各号に定める額とする。

- (1) くみ取り便所から浄化槽へ改造の場合 改造工事1件につき 50,000円
 - (2) 単独処理浄化槽から浄化槽へ改造の場合 改造工事1件につき 25,000円
- (補助対象期間)

第5条の2 補助対象期間は、平成27年4月1日から令和8年3月31日までの11年間とする。

(補助金等の交付の申請)

第6条 浄化槽補助金等の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金等の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の着工前に浄化槽設置整備事業補助金等交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 法に基づく浄化槽設置届出書の写し又は建築基準法に基づく建築確認通知書（浄化槽に関する調書）の写し
- (2) 建物を借りている場合にあっては、土地及び建物の所有者の承諾書
- (3) 建物付近の見取り図及び建物の平面図
- (4) 浄化槽の配置図及び改造工事の図面
- (5) 工事費の見積書の写し（工事費の内訳がわかるもの）
- (6) 既存単独処理浄化槽又はくみ取り便所の現況写真（浄化槽を新設する場合を除く。）
- (7) 市税に滞納がないことの証明書
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請書の提出期限は、浄化槽を設置しようとする年度において市長が別に定める日とする。

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、速やかに、その内容を審査し、補助金等の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金等を交付することを決定したときは浄化槽設置整備事業補助金等交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないと決定したときは浄化槽設置整備事業補助金等不交付決定通知書（様式第3号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(変更申請書等)

第8条 補助金等の交付の決定を受けて補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業の内容を変更しようとするときは、市長に遅滞なく浄化槽設置整備事業補助金等変更申請書（様式第4号）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽易な変更で市長が認めるものについては、この限りでない。

2 補助事業者は補助金等の交付までに住所の変更があった場合は、市長に速やかに変更の届出をしなければならない。

(中止等の届出)

第8条の2 補助事業者は補助事業を中止又は廃止しようとするときは、市長に遅滞なく中止又は廃止の届出をしなければならない。

(工期内未完了予定報告書)

第8条の3 補助事業者は、補助事業が予定内の期間に完了しない場合は、市長に速やかに浄化槽設置整備事業補助金等工期内未完了予定報告書(様式第6号)を提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了後1月以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い方の日までに、浄化槽設置整備事業補助金等実績報告書(様式第7号。以下「実績報告書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事費に係る請求書の写し(工事費の内訳がわかるもの)
- (2) 法第7条に規定する水質に関する検査の依頼書の写し
- (3) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との維持管理契約書の写し
- (4) 浄化槽の設置工事及び改造工事の経過を示す写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(竣工検査)

第10条 市長は、補助事業完了後に当該補助事業の竣工検査を行い、工事の適正施工の有無を確認しなければならない。

(補助金等の額の確定)

第11条 市長は、第9条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査及び前条に規定する竣工検査により交付すべき補助金等の額を確定し、その旨を浄化槽設置整備事業補助金等確定通知書(様式第8号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金等の交付)

第12条 市長は、前条の規定により補助金等の額を確定した後において、浄化槽設置整備事業補助金等交付請求書(様式第9号)による補助事業者の請求に基づき補助金等を交付するものとする。ただし、受領委任払いの場合は、この限りでない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により補助金等の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金等を補助事業以外の用途に使用したとき
- (3) 補助金等の交付の決定の内容に違反したとき
- (4) 暴力団等であって、暴力団を利すると認められる補助金等の交付の決定又は交付を受けたとき
- (5) その他この要綱又はこれに基づき市長が行う処分に違反したとき

2 市長は、前項の規定に基づき補助金等の交付の決定を取り消したときは、浄化槽設置整備事業補助金等交付決定取消通知書(様式第10号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金等の返還)

第14条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金等が交付されているときは、補助事業者に浄化槽設置整備事業補助金等返還命令書（様式第11号）によりその返還を命じなければならない。

（工事の確認）

第15条 市長は、補助金等の交付を適正に執行するため、必要に応じ、浄化槽の設置工事及び改造工事の状況を当該工事の現場において確認するものとする。

（報告等）

第16条 市長は補助金等に係る予算の執行の適正化を図るため、必要があると認めるときは、補助事業に関し、補助事業者に報告させ、又は当該職員に実地調査を行わせることができる。

（維持管理）

第17条 補助事業者は、善良な管理者の注意をもって、浄化槽の良好な維持管理に努めなければならない。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。